

真室川町森林整備計画書

自 令和 7年 4月 1日
計画期間
至 令和17年 3月31日

令和 7 年 4 月 策 定

山 形 県
真 室 川 町

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の作業種別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による経営の規模の拡大に関する方策	20
3	森林の経営の受委託を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林管理制度の活用の促進に関する指針	20
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	業路網の整備に関する事項	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
4	木材加工流通体制の整備に関する事項	29
5	その他必要な事項	29
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2	その他必要な事項	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	30
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	31
6	その他必要な事項	32
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	32
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	32
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	33
4	その他必要な事項	33
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	34
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	35
7	その他必要な事項	35
(附)	参考資料	36

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 自然的背景

ア 位置

本町は、山形県の最北端に位置し、北部は秋田県、西部は庄内地方と接しています。町の総面積37,422haは、山形県の4.0%、最上地方の20.8%を占めていますが、西側と北側及び東側の三方が急峻な山地で、町土の88.3%が山林地帯となっています。

これらの山地から数多くの支流が真室川と鮭川に流れ込み、平地はほとんどこれらの河川の流域に小範囲に点在しており、南部には鮭川盆地に連続し開放的な地形を成しているほか、東南部には洪積台地が形成されています。

(R3年3月：第6次真室川町総合計画後期基本計画「第2章 第1節：町の概要」より)

イ 気象

本町は、気温の日変化が大きい内陸型の気候ですが、最高気温34.8℃、最低気温－10.6℃、年平均気温10.8℃、年間降水量2785.6mm、日照時間1,383hとなっています。

(気象庁差首鍋観測所データ 2014年～2023年 10年間の平均)

最上の中間的な地区の新庄市では、最高気温36.3℃、最低気温－9.8℃、年平均気温11.6℃、年間降水量2,077mm、日照時間1,450hとなっています。

(気象庁データ 2014年～2023年 10年間の平均)

(2) 社会経済的背景

ア 交通

本町は、JR東日本奥羽本線が南北に縦貫しており、秋田県湯沢市と鮭川村を結ばれています。道路網は、国道13号や344号の国道を骨格とし、広域交通を分担する県道や町道から形成されており、改良やバイパス建設などにより輸送力の増強とスピードアップが図られています。

イ 人口

本町における人口は、令和2年国勢調査(7,203人)によると平成27年国勢調整(8,137人)に比べ934人、11.5%の減を示しています。

(3) 森林計画区の位置付け

本町の森林資源状況は、森林面積32,869haのうち、国有林は26,230ha、民有林は6,638haであり、民有林の人工林率は71%となっています。

また保育等を必要とする35年生以下の森林が民有林面積の9%を占め、高齢化による林業生産活動の停滞や生活様式の変化及び長引く木材価格低迷などが要因と思われる森林施業が行われず放置された森林が多くみられます。(R6森林簿より)

今後は、保育・間伐等の適正な森林施業を実施していくことが大きな課題となっています。森林資源の整備に必要となる林道は、53,337mが開設され、林道密度は8.0m/haと県平均の5.95m/haを上回っているものの、高性能林業機械を導入し低コスト化を図るには、十分とはいえない状況にあります。

今後も引き続いて、効率的な森林施業を進める為、路網整備の推進を図っていきます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は木材等の林産物の供給はもとより、水源^{かんよう}涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、町民生活と深く結びついています。近年は、これらの機能に加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与など、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、森林に対する要請も高度化・多様化しています。

森林が持つ多面的機能である「水源^{かんよう}涵養機能」「山地災害等防止機能」「快適環境形成機能」「保健文化機能」「木材等生産機能」を、それぞれ高度に発揮させるため、計画の対象となる森林を、特に発揮が期待される機能に応じて、「水源^{かんよう}涵養機能維持増進森林」「山地災害等防止／土壤保全機能維持増進森林」「快適環境機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」「木材生産機能維持増進森林」の5つに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、針広混交林化等への誘導、天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の適切な保全及び管理に加えて、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとします。

また、上記の「木材生産機能維持増進森林」以外の4機能については、公益的機能を高度に発揮させる必要があることから、「公益的機能別施業森林」として整備を計画的に推進します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

具体的には、発揮すべき森林の公益的機能の種類に応じた適切施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、森林を重視すべき機能に応じ下記の5区域に区分します。

また、それらの森林整備を推進するため、林道及び作業道等の路網整備の促進を図る必要があります。

① 水源^{かんよう}涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、樹根及び表土の保全に留意し、林木に旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地（らち：土が剥き出しの土地の状態）面積の縮小及び分散を推進することを基本とします。

② 山地災害防止／土壤保全機能

人命・人家等施設に被害及ぼす恐れのある森林や山地災害の発生の危険性が高い地域では、

重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食防止や山地の崩壊防止を図る必要がある場合には、谷止めや土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。

③ 快適環境形成機能

当町の計画該当なし

④ 保健・文化機能

生活環境の保全・保健・風致の保全などの為の、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、森林浴などレクリエーション等の保健休養の場、教育・文化活動の場及び都市と山村の交流の場等として、森林総合利用に対応した多様な森林資源の整備を図る。

⑤ 木材等生産機能

材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、路網の整備は、森林の適正な管理運営、効率的な森林経営に欠くことのできない施設であることから、森林整備の方向を勘案しながら計画的に推進する。

注：森林の有する国土の保全、水源の^{かんよう}涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、効率的な森林施業を行うため、森林施業の団地化と森林経営計画の策定を推進し、集約化による施業の確実な実施を図り、最上広域森林組合、関係行政機関、林業事業体、森林所有者等との連携を強め、講習会等を通じて林業従事者の技術の向上に努めます。

また、森林・林業、林産業の活性化を図るためには、民有林と国有林が連携した取組を進めることが重要で、情報技術の交換や連絡調整を図るものとします。

あわせて、施業の共同化や担い手の育成、作業路網の整備を推進するとともに、森林組合や林業事業体を中心として、高性能林業機械の導入を促進する等、合理的な林業経営を推進します。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次表のとおりとします。

【標準伐期齢】

（単位：年）

地 域	樹 種					
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針	広 葉 樹	
					用 材	その他
町全域	60	55	40	55	75	30

※ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか車道や集落からの距離等といった社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定めることとします。

また、伐採跡地が連続することがないように、隣接する伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔をあけることや、伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することを基準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全等を考慮した方法とします。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進します。

なお、伐採方法別の留意点については、次のとおりです。

〔皆伐〕

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

〔択伐〕

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体で概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとします。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持します。

（1）育成単層林施業

林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所で木材等生産機能の発揮を期待する森林については、資源の充実を図るため、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実

な更新を図ることとします。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能/土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散の配慮や間伐の繰返しによる伐期の長期化、植栽により確実な更新を図ることとします。

また急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。

林地生産力が低く水源涵養等の公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要となるその他の森林は、自然条件に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交林に誘導を図るものとします。

なお上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・文化機能の発揮を同時に期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交林の育成複層林に誘導することとします。

さらに、林地の保全、集落や主要幹線道路沿いによる雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとします。また、天然力の活用により下種更新やぼう芽更新を行う場合は、次によることとします。

- ① 天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、種子の結実状況、母樹の保存等について配慮するものとします。
- ② ぼう芽更新を行う場合は、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は30年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月の間に伐採することとします。

(2) 育成複層林施業

公益機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本としますが、希少な生物が生息・生育する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ることとします。

なお、所要の保護樹林帯の設置や天然力の活用により下種更新やぼう芽更新を行う場合は(1)に準ずることとします。

(3) 天然生林施業

下層植生等の状況や公益的機能発揮の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、スギ人工林等の針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導することとします。

なお、所要の保護樹林帯の設置や天然力の活用により下種更新やぼう芽更新を行う場合は(1)に準ずることとします。

その他の森林は、天然林として維持します。特に、原始的な森林生態系や希少な生物が生息・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ることとします。

(4) その他必要事項

木材等生産機能森林における伐採量は、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら継続的・安定的に木材等を生産するために、伐採しようとするある一定の区域内の成長量程度にとどめることとします。

なお、保安林及び保安施設内地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森

林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表に示すとおりです。

【造林対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	(針葉樹) スギ、アカマツ、カラマツ、ヒノキ	
	(広葉樹) ウルシ、ケヤキ、キハダ、エンジュ トチノキ、ブナ、ナラ	

※ なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県、町、森林組合等と相談の上、適切な樹種を選択し、植栽するものとします。

※ 特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう）の確保を図るため、その増加に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林における植栽本数については、次の植栽本数を標準として、多様な施業体系や生産目標を勘案して定めることとしますが、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮しつつ、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、スギ苗においては、コンテナ苗の活用に加え、成長に優れた系統の苗木、少花粉等の花粉症対策の苗木の導入の増加に努めることとします。

また、複層林化を図る場合の下層木について、施業箇所周辺において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽します。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町農林課とも相談の上、適切な植栽本数を決定します。

【樹種別及び仕立て方法別の植栽本数】

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	中仕立て、密仕立て	2,000 ～ 3,000 本/ha	

広 葉 樹	中仕立て	1,000 ～ 2,000 本/ha	
-------	------	--------------------	--

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえて植栽本数を決定します。また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県、町、森林組合等と相談の上、適切な植栽本数を判断すべきものとします。

※ スギ苗においてはコンテナ苗の活用を推進すると共に、成長に優れた系統の苗木、少花粉等の花粉症対策に資する苗木の導入の増加に努めるものとします。

※ 保安林で植栽指定のある場合は、指定された樹種及び本数を植栽すること。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとします。

【その他人工造林の方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及びその枝条等が植栽や保育作業の支障とならないようにし、併せて気象害や林地の保全に配慮するため筋置き等により整理するものとします。
植 栽 時 期	植栽時期は、苗木の生理的条件及び気象条件等を考慮の上、春と秋の適期2回とし、秋植えの時期は、根の活動が止まらず年内に活動可能な時期で11月中旬までとします。
植え付け方法	植え付けの方法は、植穴を大きく掘り十分に耕耘して植え込む方法で、普通植えよりも埋幹部分が長くなり二次根の発生が良い丁寧植えを基本とし、植栽配列は正形状を標準とします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

期 間	標 準 的 な 方 法
伐採跡地の更新すべき期間	森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、伐採後原則として2年以内に更新を図るものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後概ね5年以内に更新を図るものとする。

(4) 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とします。また、更新に当たっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとします。

また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然生林の更新は、天然下種更新及びぼう芽更新としますが、これにより難しい場合は、適地適木や在来樹種等を考慮して植栽することとします。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、トチノキ、ケヤキ、サクラ、イタヤカエデ、オオモミジ、キハダ、ホオノキ、シナノキ、エゴノキ、ウルシ、カツラ、センノキ、クワ、サワグルミ、ダケカンバ、カシワ、オニグルミ、アオダモ、キリ	

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の適確な更新を図るため、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新及びぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法並びに伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を以下のとおりとします。

ア 天然更新すべき本数

「山形県における天然更新完了基準」の6により、伐採後5年を経過した時点で、更新対象樹種のうち樹高が1.2m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等の合計本数が2,500本/ha以上とします。ただし、ぼう芽更新については、芽かき等を実施した後の本数は2,000本/ha以上とします。

イ 天然下種更新の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地 表 処 理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起し、枝条処理等の作業を行う。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

ウ ぼう芽更新の標準的な方法

ぼう芽更新では、樹種や林齢等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるため、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かきを行うこととします。

エ 天然更新の完了確認の方法

天然更新の完了確認の方法は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は、「山形県における天然更新完了基準」の7に基づき行うも

のとします。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間に関する指針

期 間	標 準 的 な 方 法
伐採跡地の天然更新すべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までとします。ただし、上記までに天然更新すべき本数に満たない場合は、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年3月 30 日付け 23林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3－2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、植栽により更新を図ることと次表のとおりとする。

<植栽によらなければ適確な更新が困難な森林>

森林の区域	備 考
- ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が残存しない森林。 - 高木・亜高木性の樹種の天然稚樹の生育が期待できない森林。 - 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林。	ただし、広葉樹林帯と接している林分等、林地や周囲の状況から天然更新が見込まれるものについては、この限りではない。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 成立させるべき立木本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、Ⅱの第2の2の(2)のとおり定めます。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の方法

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林木の健全な生育を促進し、その質的向上と木材の利用価値向上及び森林の健全性の維持を図ることを旨とし、間伐回数・実施時期・間伐率等について次表のとおり定めます。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
		(本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	育成単層林施業 (多雪/豪雪地帯)	2,500 ~ 3,000	(26)	36	46	56 ※	コストダウンに努め、生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図、林分収穫予想表等によって適正な本数になるよう実施します。
	生産目標 中/大径木	間伐率 (本数率)	10~ 20%	10~ 20%	20~ 30%	20~ 30%	

この表は、山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域、地位Ⅲによります。

※は、標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期です。

() 書きは、除伐または間伐で、生育状況により実施するものとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準とするが、当該森林の植生状況、立木の成長度合いなどを勘案し、適切に実施するものとします。

また、下刈りについては、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するなど、作業の省力化・効率化に努めることとします。

【保育の作業種別の標準的な方法】

保育の 種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ~ 19	20 ~ 30

雪 起 し (多雪/豪雪)			△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
下 刈 り		○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△		
除 伐											△		△	
枝 打 ち	ス												△	△
つる切り	ギ												△	
根 ぶ み			△											
林地肥培			△	△	△								△	△
鳥獣害防 止 対 策		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※保育作業は必要がない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準を超えても作業を継続するものとします。

【保育の標準的な作業方法】

項 目	標 準 的 な 方 法
雪 起 し	雪起しは、幹の直通性を高めるとともに林分の健全性と成林率の向上を目的として行う作業であり、消雪後直ちに行います。なお、植栽初期は樹幹が柔らかいため、現地状況を踏まえて省略することも可能です。
下 刈 り	下刈りは、造林木が下草に被圧されるのを防ぐため、下草長を上回るまで行います。局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業により1回～2回行います。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定めます。
つる切り	つる切りは、造林木につるが巻きつき樹冠を覆って被圧するなどの害をあたえるため、これを除去する作業です。下刈り、除伐時に併せて行う等適時適切に行います。
除 伐	除伐は、造林木の健全な生育を図るため造林木の成長を阻害したり、将来阻害が予想される他樹種の侵入木（不用木）や、形質不良な造林木（不用木）を除去する作業で、実施時期は8～10月頃が目安となります。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して有用なものは保存して育成します。
枝 打 ち	枝打ちは、病虫害等の発生を予防するとともに材の完満度を高め、無節の優良材生産を得るため行う作業です。枝打ちの時期は、樹木の成長休止期がよく、最適期は晩冬から成長開始直前の早春にかけて行います。
林地肥培	林地肥培は、施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行います。特に、生産力の低い地位Ⅲ等地では、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齢林施肥を行います。また成林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じて枝打ち、間伐後に施肥を行います。
鳥獣害防止 対策	野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産機能維持増進森林において推進すべき間伐及び保育に関する事項

木材等生産機能維持増進森林においては、森林の健全性を確保するため、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育及び間伐を推進するものとします。

(2) 育成複層林施業における間伐及び保育に関する事項

育成複層林施業における除伐及び間伐については、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとします。特に間伐については、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら実施することとします。

また、長伐期施業にあっても林木の過密化による林内相対照度の低下を防止するため、公益的機能の維持を考慮しながら適時間伐を実施することとします。

(3) 搬出間伐に関する事項

列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入に努めることとします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次の(1)及び(2)について記載します。

(1) 水源の^{かんよう}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源^{かんよう}涵養保安林や干害防備保安林、山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域等の水源^{かんよう}涵養機能に関する法令により指定されている区域や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かんよう}涵養機能が高い森林など水源の^{かんよう}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めます。当該森林の区域を別表1により定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地

については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進します。

当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとし、その森林の区域については別表2により定めます。

【森林の伐期齢の下限】

区域	樹種					
	スギ	マツ	カラマツ	その他針	広葉樹	
					用材	その他
全町	70年	65年	50年	65年	85年	40年

(2) 土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について定めます。次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

① 土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土崩・土流・雪崩・落石保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等とします。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の摂理又は片理が著しく進んだ箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、表土が薄く閑静な土壌からなっている箇所等の森林等とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めます。具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林について定めるものとします。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和・騒音防止等の機能を発揮している森林等とします。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優

れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとします。

具体的には、湖沼・瀑布・渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキングやキャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等とします。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

(3) 森林施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進することとします。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

長伐期施業を推進すべき森林の下限

区域	樹種					
	スギ	マツ	カラマツ	その他針	広葉樹	
					用材	その他
全町	120年	110年	80年	110年	150年	60年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

を別表1により定めます。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」（※以下 特効区）として定めます。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林は対象外とします。

特効区については、以下の条件に基づいて設定します。なお、設定区域の範囲については、別途添付する森林整備計画概要図に記載のとおりとします。

○ 真室川町における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の選定条件

1	普通林
2	人工林
3	樹種：スギ
4	傾斜区分：25° 未満
5	現実林分収穫表 地位：1～5

※ 条件抽出に当たっては、県から提供のあった森林情報及び地形情報に係るメッシュデータ（森林簿、国土地理院所管の地形データ）を活用

※ 「特に効率的な施業が可能な森林の区域」内に保安林が存在する場合は、保安林の指定施業要件が優先されます。

なお、現地精査の結果から施業区域が「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の条件を満たさない可能性がある場合は、施業実施前に林業普及指導員または真室川町農林課へ相談のうえ、適切な施業方法等について決定し、森林経営計画や伐採造林届出等の各事業実施計画へ反映させることとします。

（２）森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とします。

「特に効率的な施業が可能な森林」における人工林の伐採後は、植栽による更新を行うことを原則とします。

【別表1】

区 分		森林の区域（林班）	面積(ha)
水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1・2・3・4・5（イ-10・14・15・18・19を除く）・6・7・8・9・10・17・18・19・20（イ-11を除く）・21・22・24・39（イ-2・5-2・10・16・17を除く）・40・42（イ-1・16・46～51・71・72を除く）・53・54・55・56・57（イ-1～134を除く）・95・103・104・105・106・107・123・124・125・126（イ-18～20を除く）・127（イ-5・6を除く）・128・129・133・143・144・145・146・147・148・149・150	1827.82
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4（イ-1・2・5・9・10）・5（イ-10・14・15・18・19）・8（イ-1・3）・20（イ-11）・26（イ-3・13）・27（イ-65・89）・28（イ-24）・29・30（イ-2-28）・31（イ-1～25・59～62・88～90）・35（イ156・157・177～182・186）・36（イ-1～11・31・32）・37（イ-32・63）・38（イ-15・33・34・75-2・77・78・92）・39（イ-2・5-2・10・16・17）・41（イ-1～27）・42（イ-1・16・46～51・71・72）・45（イ-1・2）・47（イ-24）・57（イ-1～134）・59（イ-18・24～57・73）・60イ・63（イ-7・8・9）・65（イ-1）・66（イ-4）・68（イ-84・76・15）・69（イ-2・6・7）・70・71・75・76・80（□-14・16～21）・83（イ-64～97）・85（イ-10・26・33）・87（イ-72・89・95～97・108・109・118～132）・89（イ-1）・90（イ-120・143～145）・91・92・94（イ-1・2・4・24・48・49・50・53）・97（内普通林を除く）・98（イ-23～25・36・46・51・56～59）・112（イ-1）・113（イ-3）・116（イ-9～11・20・21・26・27・29・41）・117（イ	1036.22

		-20)・122(□-11・12・13・14・15・16の内普通林を除く)・126(イ-18~20)・127(イ-5・6)・130・131(ニ-1・2)・142(イ-1~24・47・48・65~68・112・131)	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	58(スギ林を除く)・108(イ-50・51・66)116(イ-44・46)・138(イ-1・2・3・4・13・14・15・16・18・22・23・24・25・26・27・28・43・44・49・50)	83.86
木材等生産機能の維持増進を図る森林		土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林	5416.64
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		
		町森林整備計画概要図に記載のとおり	5315.32

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
立木の伐採面積の規模の縮小 ※皆伐の時期を標準 伐期齢の10年後と する。	1・2・3・4・5(イ-10・14・15・18・ 19を除く)・6・7・8・9・10・17・ 18・19・20(イ-11を除く)・21・22・ 24・39(イ-2・5-2・10・16・17を 除く)・40・42(イ-1・16・46~51・ 71・72を除く)・53・54・55・56・57(イ -1~134除く)・95・103・104・105・ 106・107・123・124・125・126(イ -18~20除く)・127(イ-5・6除く)・ 128・129・133・143・144・145・ 146・147・148・149・150	1827.82
長伐期施業 ※皆伐の時期を標準 伐期齢の2倍とし、皆 伐面積は5ha以下と する。ただし土砂流 出防備保安林の場合 に限り、20ha以下と します。	29(イ-1・6を除く)・30(イ-2-28)・ 31(イ-1~25・59~62・-88~90)・ 35(イ156・157・177~182・186)・ 36(イ-1~11・31・32)・37(イ-32・ 63)・38(イ-15・33・34)・41(イ-1~ 27)・42(イ-1・16・46~51・71・72)・ 57(イ-1・2・4・18~22・38~42・55・ 58・60・61・74・78~82・89~93・ 97(内普通林を除く)・108~114・118・ 125・127~130を除く)・59(イ-18・ 27~35・37~57・73)・60イ・68(イ -15・84)・69(イ-2・6・7)・70(イ-2 ~4・11~16・21・22を除く)・71(イ -2・5・7・9・11・17~19・24・25 を除く)・75(イ-1・3・6・8~10・12・ 17を除く)・76(イ-3・5・6を除く)・ 83(イ-64~97)・85(イ-26・33)・ 87(イ-89・95・96・119~132)・89(イ -1)・90(イ-120・143~145)・91・92 (イ-27・30を除く)・96(イ-30・51)・ 97(イ-4・10・17・18・□-1~32)・ 117(イ-20)・122(□-11・12・13・ 14・15・16の内普通林を除く)・126(イ -19・20)	515.53

択伐以外の方法による複層林施業 ※伐採率70%以下とし、維持材積5割以上とします。	8(イ-1・3) 14(イ-1・2・5・9・10)・20(イ-11)・26(イ-3)・27(イ-65)・29(イ-1)・45(イ-1・2)・47(イ-24)・57(イ-1・2・4・18~22・38~42・55・58・60・61・74・78~82・89~93・97・108~114・118・125・127~130)・59(イ-24~26・36)・63(イ-7~9)・65(イ-1)・66(イ-4)・68(イ-76)・70(イ-2~4・11~16・21・22)・71(イ-2・5・7・9・11・17~19・24・25)・75(イ-1・3・6・8~10・12・17)・76(イ-3・5・6)・80(イ-14・16~21)・85(イ-10)・87(イ-72・97・108・109・118)・92(イ-27・30)・94(イ-1・2・4・24・48~50・53)・98(イ-23~25・36・46・51・56・58・59)・100(イ-9)・101(イ-1・3・5)・102(イ-4~6)・112(イ-1)・113(イ-3)・116(イ-9~11・20・21・26・27・29・41)・126(イ-19・20)・127(イ-5・6)・130・131(ニ-1・2)・142(イ-1~24・47・48・65~68)・112(イ-1)	394.55
択伐による複層林施業 ※伐採率30%以下とし、維持材積7割以上とします。但し、人工造林による場合は、伐採率40%以下とし、立木材積Ry 0.75以上で伐採後材積Ry 0.65以下とします。	5(イ-10・14・15・18・19)・38(イ75-2・77・78・92)・39(イ-2・5-2・10・16・17)・58(スギ林を除く)・108(イ-50・51・66) 116(イ-44・46)・138(イ-1~4・13~16・18・22~28・43・44・49・50)	87.6

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めます。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進します。あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方策

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体の育成を図り、不在町森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対して、長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋を行いながら、森林管理署最上支署、県、森林組合、森林所有者の代表者、事業体等からなる「真室川町林業振興協議会」（以下、「協議会」という。）の開催等により合意形成を図るものとします。

また、規模拡大を進めるため、森林施業の集約化に取り組む者に森林経営受委託制度等を周知しながら、規模拡大の促進を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営の受委託等を実施しようとする者は、森林経営に関する委託契約等を締結し、次の点について、あらかじめ明確にしておくこととします。

- ア 契約期間及び契約対象森林、施業内容等について
- イ 森林への立ち入り、作業道等の施設の利用及び開設等について
- ウ 森林経営計画の策定及び実行について
- エ 委託事項を実施する場合の費用負担及び費用の請求方法について

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町における森林所有者の森林の保有状況は、民有林6,638haのうち公有林が600ha(9.0%)、(公財)やまがた森林と緑の推進機構(旧林業公社)341ha(5.1%)及び森林総合研究所69ha(旧森林公団)(1.0%)、私有林5,628ha(84.8%)となっています。(R6森林簿による)

私有林については、所有面積5ha未満の小規模所有林家が大部分を占めていますが、合理的な森林施業を行うための共同化についての認識は、十分とはいえない状況です。

このような現状を踏まえ、森林組合を窓口に、町、協議会が協働し、字界または地形等により区画される流域を単位とした森林の集団化の可能な地区に対して、集団化・集積化の優位性・有効性について啓発活動等を実施することにより、森林所有者間の合意形成に努め、施業の共同化を推進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を促進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合へ委託することにより、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとします。

森林整備に消極的な所有者については、座談会や造林説明会などの機会をとらえ、森林管理の重要性を啓発するとともに、林業意欲の高揚を図り、施業実施協定への参加に努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

森林所有者等が、共同して森林施業を実施する場合には、次に記載する点に留意して施業を実施するものとします。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこととします。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入など共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこととします。

ウ 共同施業実施者の一者がアまたはイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこととします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業の実施は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分を次の表のとおり区分し、また、作業システムは、車両系作業システム又は架線系作業システムとし、それぞれ、傾斜区分に応じて適用するとともに、当該傾斜区分及び作業システムによる場合の路網整備の密度を次の表のとおり定めます。ただし、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

林道等路網の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良含む。）します。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や車道や集落からの距離等といった社会的条件が良好で、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえ推進します。特に林道の開設については、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築・改良については、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

（1）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

【傾斜区分別路網密度】

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°以下)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60〈50〉以上	15以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上	15以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1：「車両系システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとします。

注2：「架線系システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用するものとします。

注3：「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

【路網整備等推進区域】

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	備考
大字大滝字 前山 727	22.65	大滝前山 線	220	
大字大沢字 朴野5073-1	29.17	朴野町有林 線	220	
大字大沢字 西小俣山	30.65	小国西小俣 線	1,420	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網に作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

真室川町における基幹路網の整備計画については、地域森林整備計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画について転記するとともに計画概要図に図示します。

【基幹路網開設計画】

開設	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	箇所数 及び 延長(m)	利用区域 面積 (ha)	前半5 カ年 の計 画箇 所	備考 (変更理由)
開設	自動車道	林業専用道	大沢 字 西小俣	小国西小俣	1 (4,200)	178	○	
開 設 計				1 (4,200)				
拡張	自動車道		大沢 字 内の沢	内ノ沢	1 (600)	115		舗装
拡張	自動車道		大沢 字 川舟沢	川舟沢	1 (600)	153		舗装・改良 局部
拡張	自動車道		川ノ内 字 関沢	関沢	1 (200)	110	○	局部・改良 (橋梁)
拡張	自動車道		川の内 字 水上山	秋山栗谷沢	1 (3,600)	395		舗装

拡張	自動車道		川ノ内 字 柏木野	大石川山	1 (500)	32		舗装
拡張	自動車道		川の内 字 塩沢山	塩沢山	5 (500)	74		舗装・改良 局部 (橋梁)
拡張計				10 (6,000)				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から山形県森林作業道作設指針により開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

第7の3のウのとおりとします。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌の条件に応じた適切な方法により行います。

特に、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林での搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめることとします。

イ 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定すべき森林の所在及びその搬出方法該当なし。

(4) その他の事項

国有林が隣接している地域などについては、国有林との連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととします。

また、その他森林の整備のために必要な施設については、状況に応じて適宜適切に整備を行います。

施設の種類	位置	規模	対応番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者の養成については、対象となっている農林家の多くが木材価格の低迷による林業経営意欲の低下から全般的に積極的な姿勢が見られず、養成指導の効果が十分に現れていない状況にあります。特に若い後継者については、顕著にその傾向が見受けられます。

このような状況の中で、林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等を推進し、林業への就労の促進を図るものとします。

また、平成28年度から林業経営学科が設置された山形県立農林大学校と連携し、実践的で優れた能力を備えた人材の育成に取り組むとともに、そういった人材が地域の担い手となり活躍できるよう林業事業体を支援していきます。

さらに、林業施業の中核的役割を果たす森林組合をはじめとする林業事業体の経営体質の強化を図り、労働生産性の向上を図るとともに、それらに従事する者の資質向上に努め、林道、作業路等の路網整備による生産コストと労働強度の低減を図り、意欲の向上と労働環境の整備を推進します。

(1) 林業労働者の確保の方針

林業労働者の就労状況は、季節的制約が大きく、間断的で農業等との兼業労働が多いこともあり、年間就労日数も少なく、通年雇用や安定化が強く求められています。

このため、現在は農林家等の家族労働力中心の林業経営体系を変革し、就労の場として拡大を図るとともに、雇用労働力については、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むとともに、通年雇用・社会保険等への加入を推進し、雇用関係の近代化促進と賃金等就労条件の改善等を通じ、林業担い手の確保を図るものとします。

(2) 林業就業者及び林業後継者等の育成方策

林業後継者の養成確保と経営意欲を向上させるため、優良材生産及び特用林産物の生産等に関する林業研修会等を実施するとともに、林業技術の向上と実行度を高めるため、既存の各種展示林や新たな展示林を活用した、間伐・枝打ち・保育等の技術研修会を実施し、地域の実情に合った育林技術の普及を図るものとします。

(3) 林業事業体の経営体質強化の方策等

森林組合等林業事業体について、経営基盤の強化に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど、高度な技術力を有する中核的組織として育成強化するものとします。

また、林業振興のため、町・森林組合・素材生産者等を中心とした林業、木材産業関連から組織する協議会が中心となって、共同化の実施、低コストの森林施業実施、補助事業等の導入及び木材の安定的な利活用を促進することにより事業経営の安定化を図るものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

作業システムの高度化については、町内の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ります。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努めます。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組みます。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進します。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) の林業機械の促進方向を踏まえ、高性能を主体とする林業機械作業システムの導入目標を次表に示すとおり設定します。

町内の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械の導入を図ることとします。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制について積極的に取り組むこととします。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進することとします。

なお、地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとします。

【傾斜区分別の路網密度と高性能林業機械の組み合わせ】

傾斜区分	作業システム	機械クラス	路網密度(m/ha)	作業システムの例				
				伐木	集材	造材	積込	搬出
緩傾斜地 (0° ～ 25° 以下)	車両系	0.25 級 ～ 0.45 級	概ね 100 以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
中傾斜地 (26° ～ 30° 以下)	車両系 架線系	0.25 級 ～ 0.45 級	概ね 100 以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急傾斜地 (31° ～ 35° 以下)	車両系 架線系	0.25 級 ～ 0.45 級	概ね 30 以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急峻地 (35° 超)	架線系	0.20 級	概ね 30 以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ

※参考：山形県森林作業道作設指針（平成23年3月24日制定）

【地形、経営形態等地域の特性に応じた施行すべき機械作業システムの目標】

施業の種類		機械作業システム	主要機械
伐出作業	緩斜地	高性能車両系	ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ、スキッド
	傾斜地	高性能車両系	タワーヤーダ、プロセッサ

注：林業機械の名称の説明（詳細は下記のとおり）

スキッド：伐倒木を全木または全幹で牽引集材する集材専用のトラクタ

プロセッサ：土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械

フォワーダ：玉切りした短幹材を荷台に積んで、運ぶクレーン付きの集材専用の車両

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りから集材までを一貫して行う機械

タワーヤーダ：架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機

スイングヤーダ：主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用するもの

スキッド

スキッドとは、グラップルを車体後方に装備したグラップルスキッドのこと。本来は、全木材若しくは全幹材をけん引集材する林業用トラクタの総称。

スキッドは、伐倒木をウインチにより林道や作業道まで引き寄せた後その片方を持ち上げた状態で引きずり走行する。



プロセッサ

プロセッサは国内で最も普及している高性能林業機械です。

林道や土場などで全木集材した材の枝払いと玉切りを専門に行います。

国内のほとんどのプロセッサは材をつかむグラップルと枝払い用の刃材送り装置、玉切り用のチェーンソーで構成されます。

測尺装置という材の長さを測るセンサを装備する機種では、設定した長さになると材送り装置が止まり、チェーンソーで玉切りします。

木の大きさにもよりますがプロセッサを用いた枝払いと玉切りに要する時間は1本あたりおよそ2～3分です。



フォーワーダ

造材された材を積み込み運搬する集材用車両で、積み用のグラップルローダを装備しています。

フォーワーダは全木材や全幹材といった長材の運搬には適しませんが、玉切りされた丸太を完全に積載して運ぶため、泥等の付着が少なく製材時に発生する鋸刃の損傷を減らせる利点があり、今後も集材の中心を担っていくものと考えられます。



ハーベスタ

伐倒、枝払い、玉切り、集積を1つの作業機で行える機械です。

機構的には木を伐倒できるように図のような作業機姿勢を取ることができる点がプロセッサと違います。

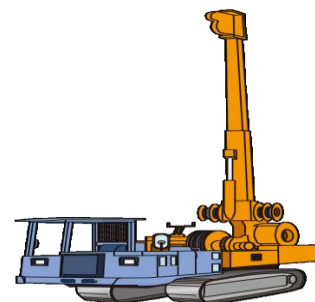
日本では、伐倒作業が行える林地が少ないため、主に造材に使われているようです。



タワーヤーダ

移動しやすくするためにトラックや林内作業車及びトレーラをベースとして集材用のウインチを搭載したのがタワーヤーダです。

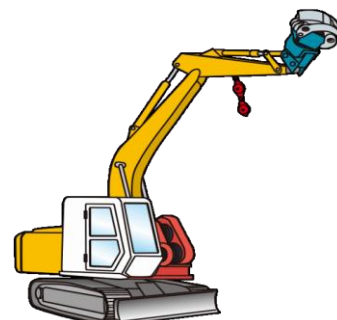
集材時にワイヤロープを高く上げる必要からタワーを装備しています。



スイングヤーダ

油圧ショベルをベースマシンとしたタワーヤーダです。

機能的にはタワーヤーダと同様で、引き上げてきた伐倒木を機体を旋回させることで仕分けをしたり、機体の横でワイヤロープを外すことができる特長があります。また、アームに取り付けた作業機によって別の作業を行うことが可能です。



3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、木材価格の下落等による小規模製材所の撤退があり、現在は東北有数の製材業者のほか森林組合、1個人で加工がなされています。

特用林産物については、日本一の生産量を誇る「原木なめこ」の他、「しいたけ」の生産が個人的に行われ、オーナー制度による「きのこ園」や「観光山菜園」が営まれています。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次表のとおりとします。

【林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現 状（参考）		計 画		備 考
	位 置	規 模	位置	規模	
しいたけ栽培施設	木の下	1棟	同左	同左	個人
山菜加工施設	川ノ内	1棟	//	//	みちのく特産
製材工場	全 町	1社	//	//	(株)庄司製材所
産直施設	新 町 大 沢	2棟	//	//	森の停車場 産直あさひ
山 菜 園	及 位	1箇所	//	//	及位わらび園

4 木材加工・流通体制の整備に関する事項

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の保続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めます。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みについて、関係者一体となって推進するよう努めます。

5 その他必要事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進します。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進します。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めます。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載します。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ツキノワグマ及びニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を定めます。

被害を受けている及び被害が生ずるおそれのある森林がなく、該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果があると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する旨を定めます。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する旨を定めることとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する旨を定めるものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

被害を受けている及び被害が生ずるおそれのある森林がなく、該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やスギ穿孔性害虫等の森林病虫害被害に対して抵抗性の高い森林の整備を図るため、適時適切な除間伐の実施、広葉樹や針広混交林の造成等を行うとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、

普及啓発に努めるものとします。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県や関係機関、森林組合、森林所有者等との連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行うものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣被害防止森林区域外における野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進するものとします。

また、野生鳥獣との共存にも配慮し、適時適切な除間伐の実施、広葉樹や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を促進するとともに、被害状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施します。

3 林野火災の予防の方法

ア 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとします。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

1 団地における1回の火入れの対象面積は、2haを超えないものとします。

ただし、火入れ地を2ha以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の火入れを行うものとします。なお、駆除のため、火入れを行う場合は、火入れに関する条例(昭和59年条例第22号)に基づくこととします。

5 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

- (1) 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとします。
- (2) 地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。
- (3) 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。
- (4) 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずることとします。
- (5) 地域森林計画対象森林において民間事業者等が実施する太陽光発電施設など大規模な施設を設置する場合においては、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民からの同意を得て実施することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の記述的基準

を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとします。

6 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

「協議会」において、森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項について関係機関との情報交換を実施するものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について、適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとします。

1 保健機能森林の区域

森 林 の 所 在		森 林 の 林 種 別 面 積 (ha)						備 考
位 置	林 小 班	合 計	人 工 林	天 然 林	無立木地	竹 林	そ の 他	
大字 大沢 字 大谷地	58イ85	3.56	0	3.56	0	0	0	中村湿原
大字 木の下 字 片淵山	108イ 19・20・33・ 42・43	8.63	0.04	8.21	0.38	0	0	真室川公園
大字 川の内 字 水上山	116イ 41・44・46	16.8	0	16.8	0	0	0	神室少年 自然の家
大字 川の内 字 権現堂山	122口12	12.66	10.05	2.61	0	0	0	保安林
大字 平岡 字 家ノ浦	138イ 4・5・14・16～ 19・22～28・43 ～45・47・49・ 51・52	12.19	7.65	4.44	0.1	0	0	梅里苑
大字 川の内 字 沢内山	146イ 1・2	52.56	48.77	2.14	0.07	0	1.58	保安林
大字 川の内 字 沢内山	147イ 1～7	75.51	69.74	5.74	0.03	0	0	保安林
大字 川の内 字 沢内山	149イ 1～3	69.27	52.43	16.67	0.17	0	0	保安林
大字 川の内 字 沢内山	150イ 1～8	61.31	46.36	14.67	0.28	0	0	保安林
計		312.49	235.04	74.84	1.03	0	1.58	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、国土保全等の機能の低

下を補完するため自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

【造林・保育・伐採その他の施業の方法】

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	複層林施業とします。森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後概ね5年以内に更新を図るものとします。
保 育	健全な森林を維持し、保健機能を十分に発揮するため、除間伐・つる切り等を必要に応じて実施するものとします。 また、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら間伐を実施するとします。
伐 採	択伐による複層林施業とします。 ※伐採率30%以下とし、維持材積7割以上とします。
そ の 他	法令等により施業制限が設けられている場合は、当該法令の定めによるものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
定 め ず	設 定 せ ず	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等をふまえて、森林及び施設の適切な管理、防災体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備状況及び町内を流下する大沢川・真室川で区域が分断されることから、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる地域

【森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。】

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
大沢川西部流域	1林班～44林班	1,758
大沢川東部流域	45林班～77林班、105林班～108林班	1,686
真室川北部流域	78林班～104林班、118林班～123林班	1,630
真室川南部流域	109林班～117林班、124林班～150林班	1,564

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

施設の種類	位 置	規 模	対 函 番 号	備 考
な し				

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		計 画		対函番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
な し					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林を地域住民共有の財産としてとらえ、参加と連携と協働のもとに森林の公益的な機能を持続的に発揮させ、住民全体で支える森づくりを推進するため、「公益の森づくり支援センタ

ー」や森林体験のイベントを積極的に活用します。

（２）上下流連携による取組に関する事項項目追加

本町は、真室川・大沢川の流域に沿って集落が形成され、住民生活はもとより主たる産業である農業（稲作・畑作）においても、欠かせない貴重な水源として利用しています。

このようなことから、上下流間の協力による水源の森づくりなど上下流連携による取り組みを推進することとします。

（３）法第10条の11に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位または流域単位による森林の施業委託を図ることとします。

（４）その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の航空レーザ計測を実施後、森林資源の解析を行い、森林の現況を把握します。そのデータを基に、経営や管理が行われていない森林を把握し、それらの森林所有者を対象に森林経営に係る意向調査を実施します。その調査の結果、林業経営意欲の低い所有者については、意欲と能力のある林業経営体とのマッチングを推進するほか、経済的に成り立たない森林については、町直営で経営管理を行います。

7 その他必要な事項

（１）保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとします。

（２）森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国・県等の指導機関及び森林組合との連携をより密にし、啓発普及、経営意欲の向上等に努めるものとします。

（３）町有林の整備

町有林の人工林面積は157h aあり、森林組合に保育・間伐等を委託し、計画的に施業を実施します。

（４）民国連携について

森林・林業、林産業の活性化を図るためには、民有林と国有林が連携した取組を進めることが重要であることから、「協議会」において、情報技術の交換や連絡調整を図るものとします。

(附) 参 考 资 料

付属参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総 数			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 22 年	(100) 9,165	4,346	4,819	944	476	468	1,159	583	576	1,295	653	642	2,791	1,429	1,362	2,976	1,205	1,771
	平成 27 年	(88.8) 8,137	3,821	4,316	842	412	430	797	411	386	1,123	570	553	2,381	1,186	1,195	2,993	1,241	1,752
	令和 2 年	(78.6) 7,203	3,408	3,795	689	345	344	641	335	306	972	493	479	1,895	954	941	3,006	1,281	1,725
構成比 (%)	平成 22 年	100	47.4	52.6	10.3	5.2	5.1	12.7	6.4	6.3	14.1	7.1	7.0	30.5	15.6	14.9	32.4	13.1	19.3
	平成 27 年	100	47.0	53.0	10.3	5.0	5.3	9.8	5.1	4.7	13.8	7.0	6.8	29.3	14.6	14.7	36.8	15.3	21.5
	令和 2 年	100	47.3	52.7	9.6	4.8	4.8	8.9	4.7	4.3	13.5	6.8	6.7	26.3	13.2	13.1	41.7	17.8	17.0

資料：国勢調査

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実 数 (人)	平成 22 年	4,293	710	151	2	863	1,321	2,107
	平成 27 年	4,029	621	142	2	765	1,270	1,986
	令和 2 年	3,678	594	132	2	728	1,091	1,856
構成比 (%)	平成 22 年	100	16.5	3.5	0	20.1	30.8	49.1
	平成 27 年	100	15.5	3.6	0	19.1	31.6	49.3
	令和 2 年	100	19.3	4.1	0.1	23.5	35.9	57.3

資料：国勢調査（総数には「不詳」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。）

2 土地利用

	年 次	総土地面積	耕作面積				林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地	計	森林	森林以外 の草生地	
実数 (人)	平成 22 年	37,429	2,143	1,932	173	38	32,840	32,767	73	2,446
	平成 27 年	37,422	2,129	1,920	175	34	32,317	32,243	74	2,976
	令和 2 年	37,422	2,140	1,870	270	—	32,263	32,199	64	3,019
構成比 (%)	平成 22 年	100	5.7	5.2	0.5	0.1	87.7	87.5	0.2	6.5
	平成 27 年	100	5.7	5.1	0.5	0.1	86.4	86.2	0.2	8.0
	令和 2 年	100	5.7	5.0	0.7	—	86.2	86.0	0.2	8.1

資料：農林業センサス

3 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積 指摘

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総 数		ha 37,422	% 100	ha 31,569	ha 11,644	ha 19,924	% 36.8
国 有 林		26,230	70.1	25,425	7,090	18,334	27.0
公 有 林	計	600	1.6	588	458	130	76.3
	県 有 林	361	1.0	358	301	57	83.7
	町 有 林	239	0.6	230	157	73	65.7
私 有 林		6,038	16.1	5,659	4,246	1,413	70.3

資料：最上村山国有林の地域別の森林計画書（最上村山計画区）及びR6森林簿より

(2) 民有林の齢級別面積

単位 ha

	総 数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	6,638	33	62	60	100	31	100	217	285	361	311	4,843
人工林計	4,705	33	35	34	56	29	96	204	256	356	293	3,312
天然林計	1,698	0	27	26	44	2	4	13	29	5	18	1,531
(備考)												

資料：R6 森林簿

(3) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数
～ 5ha	331
5 ～ 10ha	55
10 ～ 50ha	57
50ha 以上	2
総 数	445

資料：2020 年農林業センサス

(4) 路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長 (km)	備考
基 幹 路 網	22	50.5	
うち林業専用道	15	24.9	作業道 (自動車 2 級)

(イ) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長 (km)	備考
森 林 作 業 道	9	4.9	

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
		なし

6 町における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 単位：百万円

総 生 産 額 (A)		18,648
内 訳	第 1 次 産 業	1,373
	うち 林 業 (B)	116
	第 2 次 産 業	4,839
	第 3 次 産 業	12,386
B / A		0.6%

資料：令和2年度市町村民経済計算（県統計企画課）

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	16	342	106,667
うち木材・木製品製造業（B）	4	70	
B / A	25%	0.20%	%

資料：2023年経済構造実態調査

※製造業には、林業が含まれない。

※木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業者等を含める。

7 林業関係の就業状況

区 分	組 合 事業者数	従 業 者 数	備 考
森 林 組 合	1	職員数 19 名	(名称：最上広域森林組合)
生 産 森 林 組 合	1	86 名	(名称：小国備荒林生産組合)
素 材 生 産 業	7		(有)高菊林業 (有)フォレスト (株)庄司製材所 安楽城林産 (株)大沢林業(株)
製 材 業			(株)北桜林業 (株)フォレストコンサル 真室川町森林造成事業協同組合
森 林 管 理 署	1		(名称：山形森林管理署最上支署)

資料：平成 29 年版森林組合統計（森林組合及び生産森林組合）

8 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公 有 林	森 林 組 合	会 社	個 人	そ の 他	備 考
集材機	8	0	0	8	0	0	
リモコンウインチ	0	0	0	0	0	0	
運材車	16	0	0	14	0	2	
ホイールトラクタ	2	0	0	2	0	0	
動力枝打機	0	0	0	0	0	0	
グラップル付きトラック	3	0	0	3	0	0	
グラップルソー	3	0	0	4	0	0	
計	32	0	0	31	0	0	
(高性能林業機械)							
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0	0	
プロセッサ	5	0	1	4	0	0	
ハーベスタ	7	0	1	6	0	0	
フォワーダ	8	0	2	6	0	0	
スイングヤーダ	2	0	2	0	0	0	
グラップルバケット	4	0	1	3	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	

資料：最上村山地域森林計画(高性能林業機械)

9 林産物の生産概要

種 類	しいたけ		なめこ		モウソウタケノコ	ウルイ	ワラビ	ウド	タラノメ
	原木	菌床	原木	菌床					
生 産 量	t 0	t 5.2	t 3.5	t 0	t 0	t 8.5	t 6.3	t 0.3	t 2.1

資料：令和4年度特用林産統計調査

10 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

集積計画 番号	所 在	現 況			経営管理実施権 設定の有無
		面積 (ha)	樹種	林齢	
集 R5-1	大滝 694-1 外	2.65	スギ	33～34	有 (最上広域森林組合)
集 R5-2	及位 728-8	0.69	スギ	54～103	
集 R5-3	大滝 665	0.30	スギ	50	
集 R5-13	大滝 654 他	1.03	スギ、カラマツ	40～50	
集 R5-14	及位 728-3	3.38	スギ、カラマツ	36～109	